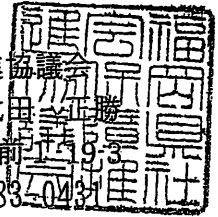


2008年10月31日

福岡県知事
麻生 渡 殿

福岡県社会保障推進協議会
会長 武田 正勝
福岡市博多区博多駅前1-9-3
電話 092-483-0431



「無保険の子ども」に関する緊急要望書

貴職におかれましては、県民の健康増進のために日夜ご尽力されていることに敬意を表します。

私たち福岡県社会保障推進協議会は福岡県下約30団体10万人の構成員で社会保障制度の充実を目指して活動しているところです。

さて、厚生労働省は昨日、国民健康保険料を滞納し資格証明書を発行している世帯の義務教育以下の子ども的人数に関する全国調査の集計結果を公表しました。実に、全国に3万2,903名もの無保険状態の子どもがいることが判明しました。福岡県下では全国第4位となる、2,099名的人数が明らかにされました。

福岡県では乳幼児医療助成制度の対象年齢が就学前まで引き上げられるよう制度拡充が図られたところですが、せっかく助成年齢が引き上げられ制度を受けられる対象が広がったにもかかわらず、新たな問題が発生しています。

経済的な事情などで国民健康保険の保険料を滞納したことにより資格証明書が発行され、受診の際にいったん医療費の全額自己負担が必要になった「無保険」状態の子どもが多数いることは、本来医療を無差別平等に受けることができる子どもの権利が奪われた状態で放置されているということは重大な問題です。

資格証明書の発行で、保険給付を差し止められ事実上の無保険状態となり、治療の必要な子どもが医療から遠ざけられるという制度運営は、国民健康保険法はもとより児童の健やかな育成を定めた児童福祉法にも反するとの批判の声が上がっていることは当然のことです。

正に生存権の侵害であると同時に、昭和26年5月5日に制定された児童憲章3の「すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる」からも逸脱しています。

県は一刻も早く、このような事態を解消すべきであり、子どもの権利を保障すべきです。私どもは、子どもたちの健やかな成長を願い、若い家庭の子育てを励ますために、下記の項目について改善・充実を図られるよう緊急に要望いたします。

— 記 —

- 1、資格証明書を発行されている、子どものいる世帯に、ただちに通常の国民健康保険証を発行すること。